

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第3 事業の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>令和元年度以降</u>交付決定分の利子助成金の交付事業 (略)</p> <p>第5 利子助成金等の交付の停止及び返還</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>実質化された人・農地プラン等（農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。以下「実質化プラン」と総称する。）</u>において地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者が、地域の中心となる経営体に位置付けられなかったとき (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7 報告等</p> <p>1 協会は、第3の事業（以下「利子助成金等交付事業」という。）が完了するまで毎年度、別記様式1号により当該年度の利子助成金等交付計画書を作成し、当該年度開始前に経営局長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別記様式 第1号（第7の1関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年度利子助成金等交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 印</p> <p>農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、</p>	<p>第3 事業の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>令和元年度</u>交付決定分の利子助成金の交付事業 (略)</p> <p>第5 利子助成金等の交付の停止及び返還</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる人・農地プラン等（以下「実質化プラン」と総称する。）において地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者が、地域の中心となる経営体に位置付けられなかったとき</p> <p><u>ア 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の規定により実質化された人・農地プラン</u></p> <p><u>イ 同実施要綱第4の5の規定により、市町村が公表した人・農地プランの実質化に向けた工程表</u></p> <p><u>ウ 農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7 報告等</p> <p>1 協会は、第3の1の事業（以下「利子助成金等交付事業」という。）が完了するまで毎年度、別記様式1号により当該年度の利子助成金等交付計画書を作成し、当該年度開始前に経営局長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別記様式 第1号（第7の1関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年度利子助成金等交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 印</p> <p>農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、</p>

下記のとおり承認を申請する。

記

1 利子助成金等交付事業計画

(1) 令和 年度以前交付決定分の利子助成金(当該年度の前年度以前交付決定分)

① 年度以前交付決定分(当該年度の前々年度以前交付決定分)

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考
(削る)			
合 計			

(削る)

② 令和 年度交付決定分(当該年度の前年度交付決定分)

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考

下記のとおり承認を申請する。

記

1 利子助成金等交付事業計画

(1) 平成30年度以前交付決定分の利子助成金

① 平成21年度以前交付決定分

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考
農業経営基盤強化資金			
農業近代化資金			
農林漁業セーフティネット資金			
その他資金			
合 計			

② 平成22～29年度交付決定分

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考
農業経営基盤強化資金			
農業近代化資金 (認定農業者等向け特 例分)			
農業近代化資金 (金利負担軽減特例分)			
被災農業者追加支援対 策(災害関連資金)			
合 計			

③ 平成30年度交付決定分

(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象資金 貸付金残高	利子助成金 交付額	備考

(削る)			
合 計			

農業経営基盤強化資金			
農業近代化資金（認定 農業者等向け特例分）			
被災農業者追加支援対 策（災害関連資金）			
合 計			

(2) (略)

(2) (略)

(3) 令和 年度交付決定分の利子助成金（当該年度の新規交付決定分）  
(単位：千円)

(3) 令和元年度交付決定分の利子助成金  
(単位：千円)

助成対象資金名	助成対象 資金貸付 計画額	助成対象資金貸付金残高		利子助成金 交付額	備考
		期首貸付金 残高	期末貸付金 残高		
(削る)					
合 計					

助成対象資金名	助成対象 資金貸付 計画額	助成対象資金貸付金残高		利子助成金 交付額	備考
		期首貸付金 残高	期末貸付金 残高		
農業経営基盤強化 資金					
農業近代化資金(認 定農業者等向け特 例分)					
被災農業者追加支 援対策（災害関連 資金）					
合 計					

(4) (略)

(4) (略)

2 (略)

2 (略)

別記様式 第3号（第7の3関係）

別記様式 第3号（第7の3関係）

令和 年度利子助成金等交付実績報告書

令和 年度利子助成金等交付実績報告書

番 号  
年 月 日

番 号  
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

農林水産省経営局長 殿

住 所

住 所

申請者名

印

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 利子助成金等交付事業実績

(1) 令和 年度以前交付決定分の利子助成金(当該年度の前年度以前交付決定分)

① 年度以前交付決定分(当該年度の前々年度以前交付決定分)  
(略)

(削る)

② 令和 年度交付決定分(当該年度の前年度交付決定分)  
(略)

(2) (略)

(3) 令和 年度交付決定分の利子助成金(当該年度の新規交付決定分)  
(略)

(4) (略)

2 (略)

別記様式 第4号(別表20の2の(1)関係)

園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表  
(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)

株式会社日本政策金融公庫 支店御中  
沖縄振興開発金融公庫 支店御中

年 月 日

住所  
氏名

申請者名

印

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 利子助成金等交付事業実績

(1) 平成30年度以前交付決定分の利子助成金

① 平成21年度以前交付決定分  
(略)

② 平成22～29年度交付決定分

(単位:円)

融資機関	助成対象資金名	助成対象資金貸付金残高		利子助成金 交付額	備考
		期首貸付金 残高	期末貸付金 残高		
合計					

③ 平成30年度交付決定分  
(略)

(2) (略)

(3) 令和元年度交付決定分の利子助成金  
(略)

(4) (略)

2 (略)

(新設)

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に基づく貸付当初5年間の利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり園芸施設の取得等に関する事項を提出いたします。

記

以下のいずれかで該当するものにチェック

今回、借入申込みを行う内容に園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス（※1）。以下同じ。）の取得が含まれており、当該園芸施設に関して、自然災害に備えた園芸施設共済等（※2）に加入する予定です。

※1 農業用ハウス（類型）  
ガラスハウス、鉄骨ハウス、パイプハウス、雨よけハウス及びネットハウス（作物（野菜、花卉、果樹、苗等）を栽培していないハウス（農機具庫、畜舎等）は含まれません。）

※2 農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の自然災害に備えた共済又は保険等

今回、借入申込みを行う内容に園芸施設の取得は含まれません。

別表18（平成30年度措置に係る利子助成対象資金）

（略）

（注）

- 1 （略）
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業（貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）を助成するものであって、災害関連は除く。以下同じ。）の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3・4 （略）

別表20（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金）

1（令和元年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1) 農業経営基盤強化資金	次のア又はイのいずれかに掲げる農業経営基盤強化資金 ア 実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。以下同じ。）に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	（略）	（略）

別表18（平成30年度措置に係る利子助成対象資金）

（略）

（注）

- 1 （略）
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業（貸付金利水準が0%となるまでの幅（ただし、2%を上限）を助成するものであって、災害関連は除く。）の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3・4 （略）

別表20（令和元年度措置に係る利子助成対象資金）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1) 農業経営基盤強化資金	次のア又はイのいずれかに掲げる農業経営基盤強化資金 ア 実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。）に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に貸付	（略）	（略）

	<p>の間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。  ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除く。イにおいて同じ。  イ 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金</p>		
(2) 農業近代化資金(認定農業者等向け特例分)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた認定農業者等向け農業近代化資金又は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る認定農業者等向け農業近代化資金	(略)	(略)
(3) 農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	(略)	(略)
(4) 農林漁業施設資金(災害関連資金)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金		
(5) 農業基盤整備資金(災害関連資金)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金		
(6) (略)	(略)		
(7) 経営体育成強化資金(災害関連資金)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金		
(8) (略)	(略)		

(注)

- 1 (略)
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3 「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認が行わ

	<p>決定が行われた農業経営基盤強化資金。  ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除く。イにおいて同じ。  イ 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。</p>		
(2) 農業近代化資金(認定農業者等向け特例分)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた認定農業者等向け農業近代化資金又は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る認定農業者等向け農業近代化資金。	(略)	(略)
(3) 農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金。	(略)	(略)
(4) 農林漁業施設資金(災害関連資金)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金。		
(5) 農業基盤整備資金(災害関連資金)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金。		
(6) (略)	(略)		
(7) 経営体育成強化資金(災害関連資金)	平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金。		
(8) (略)	(略)		

(注)

- 1 (略)
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業(貸付金利水準が0%となるまでの幅(ただし、2%を上限)を助成するものであって、災害関連は除く。)の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。(新設)

れた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第2の1の（1）の（ア）に掲げる者をいう。以下同じ。）に対して融通されるもの（近代化要綱第2の3の（1）の（ア）及び（イ）の掲げる資金を除き、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限る。）をいう。以下同じ。

4 (略)

5 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度（沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度要綱（平成31年3月29日付け府沖振第96号・財政第121-2号内閣府沖縄振興局長・財務省大臣官房総括審議官通知）に規定するものをいう。以下同じ。）の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

3 (略)

4 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度（沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度要綱（平成31年3月29日付け府沖振第96号・財政第121-2号内閣府沖縄振興局長・財務省大臣官房総括審議官通知）に規定するものをいう。）の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

2 (令和2年度措置に係るもの)

(新設)

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資性
(1) 農業経営基盤強化資金	<p>実質プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。</p> <p>ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除く。</p> <p>加えて、上記の対象要件を満たす者が、農業保険法（昭和22年法律第185号）第3章第1節第6款に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表（別記様式第4号）により確認ができた者であること。</p>	貸付当初 5年間	900億 円
(2) 農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）	<p>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた認定農業者等向け農業近代化資金又は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る認定農業者等向け農業近代化資金</p>	償還終了 時まで (最長15 年間)	410億 円
(3) 農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）	<p>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融</p>	貸付当初 5年間	100億 円

	通された農林漁業セーフティネット資金
(4)農林漁業施設資金(災害関連資金)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金
(5)農業基盤整備資金(災害関連資金)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金
(6)農業経営基盤強化資金(災害関連資金)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除く。
(7)経営体育成強化資金(災害関連資金)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金
(8)農業近代化資金(災害関連資金)	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする。(2)に掲げる資金を融通する場合及び農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧に係る事業を対象として(3)から(8)までに掲げる資金を融通する場合を除く。
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3 (8)に係る助成を受けた認定農業者に対しては、(2)に係る助成は行わないものとする(ただし、(8)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない)。
- 4 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

別表21 (令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)

別表21 (令和元年度措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)



1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑪ (略)

⑫ 令和2年2月20日から令和2年3月31日までの間に融通されたもの  
(略)

⑬ 令和2年4月1日以降に融通されたもの

・資金の種類(以下同じ。)

(1) 農業経営基盤強化資金

(2) 農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金)

(3) 農林漁業施設資金(災害関連資金)

(共同利用施設〔災害復旧〕、主務大臣指定施設〔災害復旧一般〕)

(4) 農林漁業施設資金(災害関連資金)

(主務大臣指定施設〔災害復旧・激甚災害(※1)〕)

(5) 農林漁業施設資金(災害関連資金)(共同利用施設〔一般〕)

(6) 農林漁業施設資金(災害関連資金)

(主務大臣指定施設〔特別振興事業(立ち上がり支援(※2))〕)

(7) 農林漁業施設資金(災害関連資金)

(共同利用施設〔病院の施設、診療所の施設及び介護老人保健施設(機械、器具類を除く。)、産業動物診療施設、環境保全型農業推進(※3)、食肉センター施設整備・家畜市場施設整備(※4)、バイオマス利活用施設(※5)、農商工連携(※6)、米穀新用途利用促進(※7)、六次産業化促進(※8)、老人福祉施設(機械・器具類を除く。)]、主務大臣指定施設〔一般、アグリビジネス強化(※9)(立ち上がり支援)、産業動物診療施設])

(8) 農林漁業施設資金(災害関連資金)

(主務大臣指定施設〔環境保全型農業推進非補助、アグリビジネス強化(一般)、農山漁村経営改善対策事業])

(9) 農林漁業施設資金(災害関連資金)

(主務大臣指定施設〔特別振興事業(新規分野等挑戦事業)〕)

(10) 農業基盤整備資金(災害関連資金)(災害復旧)

(11) 農業基盤整備資金(災害関連資金)(補助〔都道府県営、水資源機構営〕)

(12) 農業基盤整備資金(災害関連資金)(補助〔団体営〕)

(13) 農業基盤整備資金(災害関連資金)(非補助一般)

(14) 農業基盤整備資金(災害関連資金)(非補助・利子軽減(※10))

(15) 農業経営基盤強化資金(災害関連資金)

(16) 経営体育成強化資金(災害関連資金)

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
(1)、(3)、(4)、(10)、 (15)	25年以下	0.10%
(2)	10年以下	0.10%
(5)		0.90%
(6)、(11)		0.25%

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑪ (略)

⑫ 令和2年2月20日以降に融通されたもの  
(略)

(新設)

(7)、(8)、(12)、(13)、 (14)、(16)	0. 1 0 %
(9)	成功判定区分が 「高」の場合 2. 0 0 % 「中」の場合 2. 0 0 % 「低」の場合 0. 4 0 %

(※1) ~ (※10) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

①~⑩ (略)

⑫ 令和2年2月20日から令和2年3月31日までの間に融通されたもの  
(略)

⑬ 令和2年4月1日以降に融通されたもの  
農業近代化資金  
(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基盤強化資 金の貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0. 1 0 %	15年以下	0. 1 0 %	農業近代化資金の 貸付金利－農業経 営基盤強化資金の 貸付金利水準

(災害関連資金)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0. 1 0 %	0. 1 0 %

(注)  
1 ~ 3 (略)

(※1) ~ (※10) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

①~⑩ (略)

⑫ 令和2年2月20日以降に融通されたもの  
(略)

(新設)

(注)  
1 ~ 3 (略)

附 則 (令和2年3月30日経営第3171号)  
この通知は、令和2年4月1日から施行する。